

平成 25 年度「早期からの教育相談・支援体制構築事業」
成果報告書

団体名

青森県教育委員会

概要

1 事業の概要

平成 19 年に学校教育法が改正され、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において特別支援教育が実施されることとなった。本県では、特別支援学校のセンター的機能が規定される以前から、地域の特別支援学校が各市町村の早期相談や就学相談に協力する取組を行い、小中学校等の特別支援教育の充実に努めてきた。

平成 25 年に学校教育法施行令が改正され、就学先決定の仕組みが改められたことを受け、各市町村は、早期からの教育相談・支援体制の一層の充実に努めている。

しかし、本人や保護者への相談をより効果的にを行い、就学事務手続をより円滑に進めるためには、専門的な知見のある人材の育成・確保が必要であり、また関係機関同士の組織的な連携が必要である。

これらのことを踏まえ、県教育委員会としては、平成 27 年度までの 3 か年を見据えて、初年度は①就学事務で用いる各種様式等の改訂、②理解啓発を促すためのリーフレット及び就学事務手引書の作成や説明会の開催、③相談支援ファイルの全市町村への配布及び活用の促進を目指すことにした。2 年目は、初年度の動きを踏まえた取組の実施及びその検証を継続的にを行い、3 年目以降の全県での取組の充実と支援体制の構築を目指すことにした。

2 事業の成果

各市町村が参考とする就学指導・就学事務に関する諸様式を改善し、関係者によるガイダンスや保護者を含めた情報共有などに必要な項目を網羅し、作成手順などを見直した。

これらの取組により、事務処理が円滑となった。また、様式が共通化されることによって関係者間の連携が取りやすくなり、各市町村教育委員会と関係部局との連携による一層の支援の充実への期待が高まっている。

就学手続や早期からの一貫した支援に関する保護者向けリーフレットや、市町村教育委員会等の事務担当者及び小・中学校の教職員等を対象とした就学事務手引書の作成・配布は、インクルーシブ教育システム構築の理念や早期からの支援の重要性の理解啓発に役立っており、地域の関係機関同士が連携した、一貫した支援体制の構築の一助となっている。

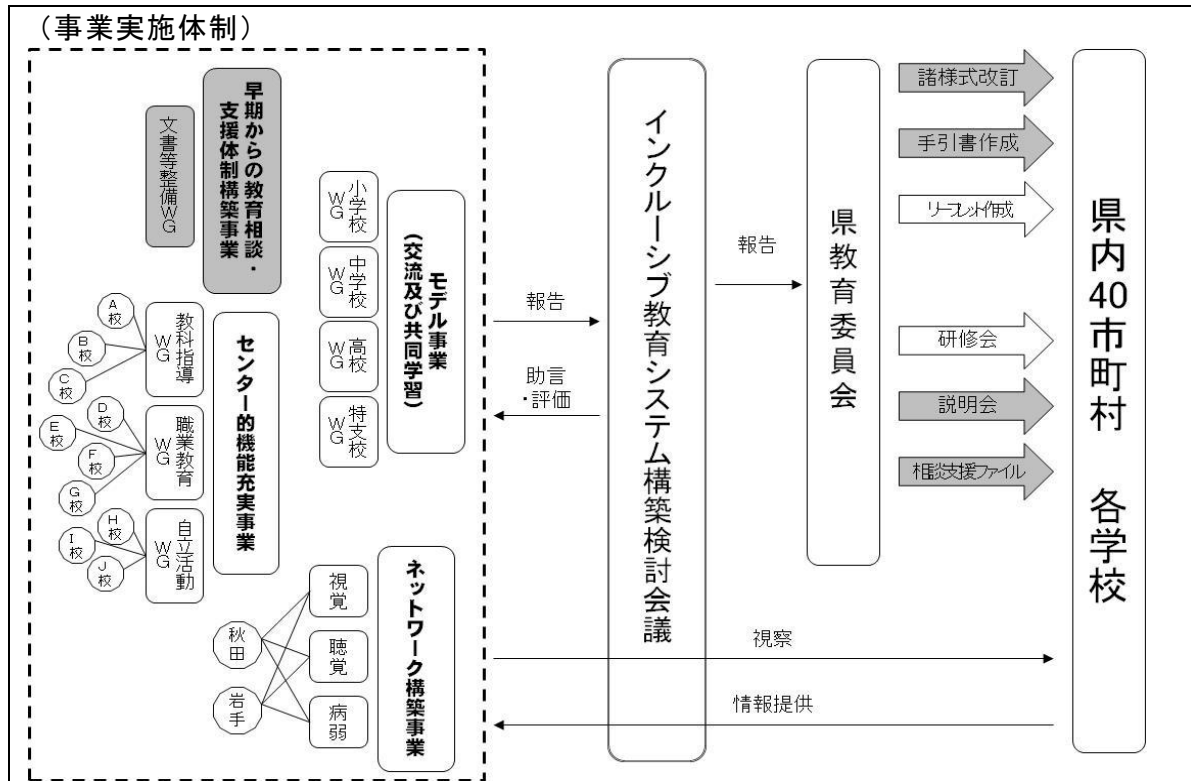
具体的な支援内容の蓄積・共有や、全市町村に配布した相談支援ファイルの追加配布の要望など、支援体制整備への意識の高まりが県内各地で感じられるようになってきた。

3 事業の課題とその解決のために必要な取組

新しい就学先決定の仕組みへの対応には、市町村教育委員会担当者がその理念や具体的対応を正しく理解していることが必要不可欠である。そのため、保護者向けリーフレットの作成のみならず、市町村教育委員会等の事務担当者や小・中学校教職員を対象とした就学事務に関する説明会や研修会の開催、就学事務手引書の活用等の取組を、計画的かつ継続的に行っていく必要がある。

また、市町村によっては、専門性を有する人材の確保が難しい実情があるため、地区特別支援連携協議会による支援体制の充実のほか、高い専門性を有する人材の派遣などの取組も継続する必要がある。

<事業の概念図>



(幼稚園・保育所等未就学段階から就学決定までの支援の流れ)

